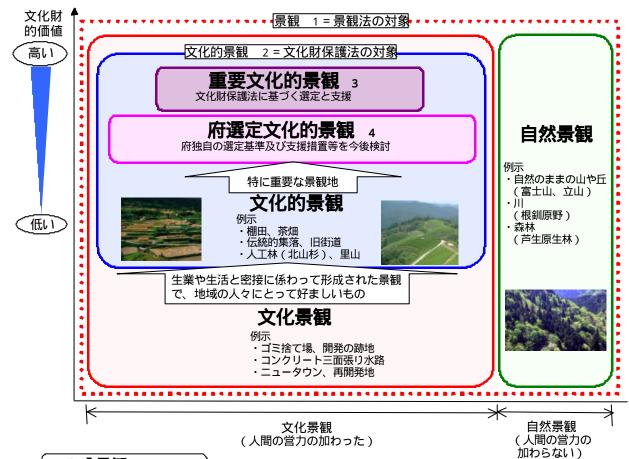
「景観」と「文化的景観」の関係について



1「景観」とは...

- ・景観法の対象概念であるが、法律上は定義をしていない。
- ・「 風景外観。けしき。ながめ。また、その美しさ。 自然と人間界のこととが入りまじって いる現実のさま。」(広辞苑)
- ・人間の営力の有無により自然景観と文化景観に分けられる。
- ・景観法に基づき、景観行政団体が「都市、農山漁村等における良好な景観を形成する必要がある 区域」において景観計画を策定し、建築物等のデザイン・色彩等に対する規制・誘導等を行うことができる。

2「文化的景観」とは...

- ・平成4年に世界文化遺産に導入された概念を、国内で制度化されたもの
- ・文化財保護法における定義は、P11の用語の説明 * 5 を参照

3「重要文化的景観」とは...

- ・文化的景観のうち、「風土に根差して営まれてきた人の生活や生業のあり方を示し、特に重要な 文化財的価値が見いだされる景観地」が重要文化的景観として選定される。
- ・景観法に基づく景観計画区域又は景観地区内において選定
- ・国の選定基準には、「採掘・製造に関する景観地(鉱山、採石場等)」、「流通、往来に関する景観地(街道、広場等)」なども入っているが、農山漁村に関する景観地の保護を主な対象としている。

4「府選定文化的景観」とは...

・国の選定に至らないものや、信仰や生活習俗及び歴史的事跡といった府の特徴や印象・心象を 形成している文化的景観等を対象として、府独自の選定基準や支援措置等について、今後検討 を行います。